

神戸電子専門学校
日本語学科
学生規則



学籍番号: _____ 氏名: _____

神戸電子専門学校 日本語学科学生規則

(入学目的)

第1条

日本語学科(文化・教養専門課程)学生(以下「学生」と言う)は日本語学習に励み、神戸電子専門学校(工業専門課程及び文化・教養専門課程)、神戸情報大学院大学或いはその他の高等教育機関(大学等)へ進学することを目的とする。

(始期・終期等)

第2条

- 1 本学科の各コースは、4月(又は10月)に始まり、3月に終わる。
- 2 前項の期間を分けて、次の学期とする。
 - (1) 前期 4月 1日から 9月30日まで
 - (2) 後期 10月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第3条

- 1 本学科の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業
 - (5) 秋季休業
 - (6) 冬季休業
 - (7) 春季休業
 - (8) その他学校の定める創立記念日等

- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業時間)

第4条

- 1 授業の終始時刻は以下のとおりとする。尚、授業時数の1単位時間は、50分とし10分間の休憩を挟む。また、放課後は、必要に応じ、担任との面談や進路の相談などに充てる。
午前 9:20~10:10 / 10:20~11:10 / 11:20~12:10
午後 13:10~14:00 / 14:10~15:00
- 2 学校行事等の日は終始時間、休憩時間等が変更される場合がある。
- 3 学科は授業時間帯以外にも特別授業・各行事・オリエンテーション等々を必要に応じて実施する。
学生はこれらの活動も授業と同様に出席しなければならない。

(休学・復学)

第5条

- 1 学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学願に、診断書或いはその他の書類を添えて担任教員に届け出て、校長の許可を得なければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、担任教員に復学願を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第6条

- 1 退学しようとする者は、その事由を退学願に記し、担任教員に届け出て、校長の許可を受けなければならない。
- 2 退学する者は、「学生証」及び「ネームタグ」を担任教員まで返却しなければならない。

また、留學生の場合は退学後速やかに帰国しなければならない。帰国に際しては、第9条2項を参照のこと。

(修了・卒業の認定)

第7条

- 1 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第21条に定める学習評価を行い、規定の評価以上を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(懲戒処分)

第8条

- 1 学生は、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、十分に反省し、経緯説明書及び反省文を担任教員まで提出する。
校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、謹慎、停学および退学の4種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 正当な事由なく、所定の期日までに学生納入金を納入しなかった者
- 4 懲戒の解除
校長は、懲戒処分を受けた学生が、改悟の情が顕著であって処分解除が相当であると認められた時は、当該懲戒処分を解除することができる。

(帰国)

第9条

- 1 在留期間内に再入国の予定がない学生が帰国する場合、日程確定後航空券のコピー或いは日程が確認できる旅行会社発行の書類などを、日本語学科事務局に提出すること。また、帰国後は帰国が確認できるもの(無効となった在留カードやパスポートの出入国スタンプの画像など)を速やかに、学校に提出すること。
- 2 本学を退学、あるいは退学処分に処された学生は、留学生としての身分がなくなるため、早急に帰国しなければならない。不法残留の危険性があると判断した学生に対しては、職員が関西国際空港等まで同行し、帰国を確認する。
- 3 本学科卒業後、進学・就職の見込みがなく、かつ在留資格を有しない者も、2と同様とする。
- 4 一時出国を希望する学生は所定の用紙(一時出国届)に必要な事項を記入し、必ず届け出ること。
- 5 学期途中に於ける本国への一時帰国は原則として認めない。ただし以下に該当する場合、学校は学生の一時帰国を認める。また、学生はこれらを証明する関係書類を提出するものとする。
 - (1) 本国での治療を要する健康状態の場合
 - (2) 二親等以内の親族の冠婚葬祭への出席
 - (3) 二親等以内の親族の重病(入院状態)
 - (4) 卒業後の進学・就職に関する急務
 - (5) 兵役等国民の義務に関する事項
 - (6) その他学校が正当な事由であると判断した場合
- 6 休暇中の帰国に際しても学生は一時出国届を届け出なければならない。
- 7 第三国へ出国を希望する場合の手続きも本条の規定に順ずる。

がくせいのうにゆうきん
(学生納入金)

第10条

- 1 学生は、学校が定めた学生納入金（入学金、授業料、その他）を納入しなければならない。
- 2 学生は、出欠の有無、長期欠席の場合に関わらず、学生納入金を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 所定の期日までに納入しない場合は、在留期間の更新・在留資格の変更手続きはできない。
- 4 学生が、正当な事由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、学生納入金を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対し退学を命ずることができる。
- 5 学生が既に納入した学生納入金は、原則として返還しない。
学期途中で退学する場合や、不法就労などで退学処分を受けた場合においても返還しない。

がくせいりよう じゅうきよ
(学生寮・住居)

第11条

- 1 本校日本語学科に入学を許可された学生は、原則として入学後半年の期間は全員在寮しなければならない。ただし、以下の場合及び特別の事情により校長が認めた場合はその限りではない。
 - (1) 親族が通学圏内に居を構えておりそこに寄宿する者
 - (2) 日本に家庭を有している者
 - (3) その他、校長が正当な事由として特別に認めた場合
- 2 学生寮に関する規定は学生寮規則に定める。
 - (1) 寮費：1人部屋 380,000円、2人部屋 270,000円～240,000円
 - (2) 支払い方法：学費納付時に一緒に納付
 - (3) 返還：原則寮費の返還はしない。ただし、やむを得ない事情で入学できない旨を来日指定日より2週間前までに学校に連絡があった場合、入寮費1人部屋 50,000円、2人部屋 30,000円を除く残金を返金する。
- 3 在学期間中、転居する学生は速やかに日本語学科事務局に報告すること。

(定期試験)

第12条

- 1 小テスト及び定期試験を欠席した場合その評価は0点として扱われるものとする。但しやむを得ない事由で試験を受けられなかった学生は必要な書類(欠席事由を証明するもの)を添えて追試験を担任教員宛に申請することができる。正当な事由であると判断された場合追試験の機会が与えられる。但し追試験の機会は各一回限りとし、試験内容は教員の判断によって変更できるものとする。
- 2 定期試験は特別な指示がある場合を除き、教科書・辞書(電子辞書・スマートフォン等含む)等の使用は不可とする。
- 3 不正行為をした学生はその評価を0点とし且つ別途懲罰が課せられる。ここに言う不正行為とは前項2の違反を含め試験中に他の者と私語を行った者、及び他の者の不正行為を幫助した者も含まれ、かつ担当教員に「不正行為が行われた」と言う強い疑念を抱かせたあらゆるケースを含むものとする。
- 4 採点結果に疑問点がある学生は速やかに担当教員に申し出ること。但し最終判断は教員側が判定するものとし最終判定以降の執拗な抗議は認めない。

(遅刻・早退)

第13条

- 1 授業開始時間(2時限以降も含む)に指定された席に着き、学習が開始できる状態になっていない者を遅刻者として扱う。
- 2 授業時間が終了している、していないに関わらず、教員が授業の終了を宣告する前に席を立つ、或いは学習を放棄する態度を示した者を含め授業の最後まで学習に参加しなかった者を早退者として扱う。
- 3 やむを得ない事情で遅刻・早退する者は事前に所定の用紙(欠席・早退・遅刻届)に必要な事項を記入の上、担当教員に提出すること。尚、各々の届けを出す際に場合に依じて別途事由を証明できる書類の提出を課すことがある。

- 4 遅刻する際は必ず即刻、日本語学科事務局に連絡をとり、理由と到着時間を報告すること。
- 5 来校が遅れた者は教室に入る前に必ず日本語学科事務局で所定の用紙(遅刻届)をもらい必要事項を記入し、担当教員の許可を得た上で各教室へ入室すること。
- 6 通常より早く下校する者は必ず所定の用紙(欠席・早退届)に必要な事項を記入の上、担当教員の許可印(またはサイン)をもらってから日本語学科事務局に提出し、下校すること。
- 7 無断遅刻・早退者及び必要な書類を提出しない学生に対しては懲罰が課されると共に態度評価に反映される。

(欠席)

第14条

- 1 以下のいずれかに該当する者を欠席者として扱う。
 - (1) 来校しなかった者。
 - (2) 各時限で学習時間が35分に満たなかった者。(各1時限分の欠席=欠課となる)
- 2 急病等により止むを得ず欠席する場合は学生本人が学校へ連絡を入れること。第三者への伝言等の手段は特別な事由がない限り無断欠席と同等に扱う。
- 3 欠席者は翌登校日に担任教員に欠席届を提出するものとする。尚、場合に依じて別途事由を証明できる書類の提出を課すことがある。
- 4 3日以上連続して病欠する者は必ず医師の診断を受け、書類を発行してもらうこと。連続して欠席する際、たとえ毎日電話で学校に連絡を入れていても後日必要な証明がなされない場合は無断欠席と同等に扱う。病欠以外の事由の場合も同様である。

(出席率)

第15条

- 1 1か月あたりの出席率は、必ず90%以上であること。
- 2 本学科にいう出席とは単に学校に顔を見せたことを意味しない。必要な教材を帯同して来校しかつ規定の時間中積極的に授業に参加できていると判断された者のみ出席者として扱う。

- 3 遅刻や早退で、15分以上の時間を経過した者は「欠課」として扱う。
- 4 授業時間中の居眠り、私語や内職（許可を得ない自習）をしている等、注意をしても改善しない場合は「遅刻」扱いとする。また再三の注意をしても改善の意志も見受けられないと判断した場合は「欠課」として扱う。
- 5 出席率は前条の遅刻・早退・欠席及び本条の規定に基づいて計算する。（15分未満の遅刻等は3回で1時限分の欠課とする）
- 6 正規の授業以外でも学校が出席を義務付けた特別授業・各行事・オリエンテーション等は出席率の計算に含まれるものとする。
- 7 出席率は本学の奨学金や神戸電子専門学校（工業専門課程および文化・教養専門課程）進学の際の判断基準として採用される。また入国管理局に提出される数字は本規則に基づいて計算された率とする。
- 8 出席率が特に低い者は入管に於ける在留期間更新手続き、資格外活動許可申請、本校からの推薦状の発行、神戸電子専門学校（工業専門課程および文化・教養専門課程）への進学等のサービスマネジメントをなくされる。また著しく出席率不良の者は退学処分の対象とする。

（授業時間）

第16条

- 1 授業時間内は指示のない限りスマートフォンの使用は禁ずる。授業時間中は電源を切るかマナーモードにすること。
- 2 授業時間中、机の上には担当教員が必要と認めた物品以外は置かない。教員の指示に従わない場合は物品を一時預かるものとする。
- 3 授業中の着帽は原則、禁止する。
- 4 授業時間中の私的事由による中途退室は原則として認めない。やむを得ない事情がある場合は必ず担当教員の許可を得てからにすること。
- 5 着席場所は教員によって指定された場所とする。学生間における座席の変更は認めない。
- 6 たとえ試験対策の勉強であっても授業時間中に教員の指示を無視して内職（自習）行為を行う

ことは許^{ゆる}されない。

- 7 授業^{じゆぎやう}に必須^{ひつす}と考えられる教材^{かんが}を学生^{きやうざい}が過失^{がくせい}によって持参^{かしつ}しなかった場合^{じきん}、又は紛失^{ばあい}した場合^{また}、紛失^{ふんしつ}した場合^{ばあい}、再配布^{さいはいふとう}等のサービス^{ゆうりやう}は有料^{ゆうりやう}とする。

がくせいせいいかつ (学生生活)

第17条

- 1 自転車^{じてんしゃ}・バイク^{バイク}・自動車^{じどうしゃ}による通学^{つうがく}は(休業^{きぎやうじ}時であっても)禁止^{きんし}する。
これに違反^{いはん}した学生^{がくせい}は、重大^{じゆうだい}な規則違反^{きそくいはん}として3日以内^{みっかいない}の出席停止^{しゅつせきてい}処分^{いししょぶん}とする。
- 2 学生^{がくせい}が登校^{とうこう}し、学内^{がくない}で活動^{かつどう}する際はネームタグ^{さい}を常に胸^{つね}の見える位置^{むね}に付けなければならぬ。タグ^みを忘れた学生^{いも}は学校事務局^つでネームタグ^みを仮発行^{かりはつこう}してもらってから、入室^{にゅうしつ}を許されるものとする。尚^{なほ}、仮発行^{かりはつこう}されたタグ^みの返却^{へんきやく}は不要^{ふよう}。発行料金^{はつこうりやうきん}(300円^{えん})の返金^{へんきん}は行わないものとする。
- 3 本校^{ほんこう}キャンパス内^{ない}は、全面禁煙^{ぜんめんきんえん}である。尚^{なほ}、学校周辺^{がっこうしゅうへん}の公道^{こうどう}で歩きながら喫煙^{きつえん}することも条例^{じやうれい}で禁止^{きんし}されている。
- 4 教室^{きやうしつ}内での食事^{しょくじ}はこれを禁ずる。休憩時間^{きゅうけいじ}中の飲食^{いんしょく}も教職員^{きやうしよくいん}の指示^{しじ}に従い^{したが}所定の場所^{しよてい}で行うこと。学外^{がくがい}であっても学校付近^{がっこうふきん}の公園^{こうえん}や神社^{じんじや}といった場所^{ばしよ}で飲食^{いんしょく}することは禁止^{きんし}である。
- 5 学生^{がくせい}への諸連絡事項^{しよれんらくじこう}はメール、ポータルサイト、SNS、及び配布物^{およ}の他に掲示^{はいふぶつ}、板書^たにより行われ^{けいじ}るので日々注意^{ばんしよ}しておくこと。
- 6 自分^{じぶん}に貸し与えられた席^かであっても机^{あた}の中に私物^{せき}を残して下校^{つくえ}しない。学内^{なか}に意図的^{しぶつ}に残し置かれ^{のこ}ている物品^{げこう}は没収^{がくない}・廃棄^{いとてき}等に処す可能性^{のこ}があり、仮に紛失^おしても学校^{がくせい}は責任^いを負わない。
- 7 授業^{じゆぎやう}中、休憩時間^{きゅうけいじ}中を問わず、貴重品^{きやうひん}の管理^{かんり}は各自^{かくじ}が責任^{せきにん}を持つこと。万が一紛失^{まん}しても、学校^{いちふんしつ}は一切責任^{がっこう}を負わない。
- 8 住所変更^{じゅうしょへんこう}、電話番号^{でんわばんごう}の変更^{へんこう}等が発生^{はっせい}した場合^{ばあい}、ポータルサイト^{すみ}で速やかに変更手続き^{へんこう}を行うと同時に、日本語学科事務局^{にほんごがくかじむきやう}に届け出ること。また、住所変更^{じゅうしょへんこう}の場合は区役所^{くやくしよ}で在留カード^{ざいりゅう}と健康保険証^{けんこうほけんしやう}の記載住所変更^{きざいじゅうしょへんこう}をしてから、本館事務局^{ほんかんにむきやう}にて学生証^{がくせいしやう}の住所変更^{じゅうしょへんこう}手続き^{てづ}をすること。
- 9 故意^{こい}または過失^{かじつ}により学校施設^{がっこうしせつ}・機材^{きざい}等を破損^{はそん}、汚染^{おせん}、滅失^{げんしつ}した時は、その責任^{とま}の程度^{せきにん}に応じて、原状回復^{げんじやうかいふく}に必要な作業^{ひつやう}もしくは費用^{きぎやう}を負担^{ひやう}させることがある。

- 10 学生は常に教室の美化を意識し、また、机の中にごみやプリントなどを残さないこと。学内の教室以外の場所（自習室・トイレ等）においても同様に美化に努めること。
- 11 学内の備品・機器（コピー機・電話等）を使用する際には必ず教職員の許可を得ること。但し原則として、学習活動に直接関連の無い私的利用は禁じる。携帯電話やノートパソコンの充電等にも学内の設備を利用しないこと。悪質な私的利用やそれに伴う損失に対して、学校は利用者に補償を求めめる場合がある。
- 12 教職員室の入退室時には在室する教職員に対する礼節を忘れないこと。尚、学生の教職員室への入室は、定期試験期間中等の事由により制限される場合がある。入室禁止期間中の学生の入室は認めない。
- 13 学内において自習を希望する学生は自習室を使用すること。また自習後に帰宅する際、戸締りや消灯に留意する。使用時間は9時～18時までとするが、教職員は学生の使用目的や使用時間に関して制限を加えることがある。
- 14 本学の学生は日本人も含め、服装・髪型・履物について学生としてふさわしくないものは禁止されている。過度に華美なもの、節度に欠けるものにならないように注意すること。
- 15 学内での学生の諸活動は日本語の使用・日本のモラル遵守を根本とする。個人的価値観でこれらを完全に無視して行動し続ける学生には学校の方針に従って指導がなされる。

（図書利用）

第18条

日本語学科図書の利用を希望する者は図書管理担当職員（もしくはその代理）に申し出ること。図書の利用に関する規定は図書室利用規則に定める。

（アルバイト）

第19条

- 1 在留資格が「留学」で資格外活動許可を持たない学生のアルバイトは許可しない。
- 2 アルバイトを希望する学生は本学科で実施されるオリエンテーション、及び面談を経て、資格外活動

に関して充分理解した上、^{かん} ^{じゅうぶん} ^り ^{かい} ^{うえ} ^{じゆんぽう} ^{こうい} ^{いつだつ} ^{じょうけん} ^{かつどう} ^{きよか} ^{さき} ^の ^{じゆんぽう}
行為を逸脱しないことを条件に活動が許可される。先に述べる遵法
行為を逸脱しないとは、

(1) 1週間に28時間以内であること。ただし、長期休業中は1日8時間、週40時間以内とする。

(2) 学業に影響しない時間帯での勤務であること。

(3) 資格外活動で禁じられた業種（風俗営業－クラブ、ダンス飲食店、パチンコ、ゲームセンターなど）以外であること。

(4) その他、留学生としての身分に反しないもの。

3 アルバイトのために遅刻・早退・欠席・クラスの変更等をする^は一切認めない。

4 学校は成績低下、出席率低下、授業態度不良などアルバイトによる悪影響が顕著な学生に対してアルバイト活動の停止を命じることができる。

5 アルバイトが確定した学生、または勤務先や勤務内容に変更が生じた学生は所定の用紙（アルバイト先報告票）に記入の上、速やかに日本語学科事務局に提出すること。

（学習態度）

第20条

1 学習態度は以下の観点から担任教員らの総合的判断で評価される。

(1) 欠席・遅刻・早退の頻度

(2) 私語・居眠り・飲食・携帯電話・内職等により注意を受けた頻度

(3) 教科書等授業に必要な不可欠な教材教具を忘れた頻度（但し教材は毎日持ち帰るものとする）

(4) 課題の提出

(5) 授業に対する参加意欲

(6) 補習や各種行事等に教師の指示に従って出席・参加できているか。

(7) 同級生とのコミュニケーション方法等に問題があり授業の雰囲気^を壊していないか。

(8) 注意を受けた後、改善の努力が見られるか。

2 学習態度に問題がある学生に対し、担当教員は退室を命じることができる。この授業時間は欠課と

同様に扱われる。また、態度に改善が見られない場合は他教室での課題自習を命じることがある。

なお、この場合、指示する課題ができていれば出席とみなす。

- 3 学習態度評価は成績評価同様に神戸電子専門学校（工業専門課程および文化・教養専門課程）進学の判定基準に採用されるのは勿論、他校へ進学する際の推薦状の内容にも反映される。

(学習の評価・進学規定)

第21条

- 1 学生の学業成績に対する評価は、定期試験、小テスト、授業中での自己評価、他者評価、授業参加度、課題提出等を総合して決定し、5段階評価とする。
- 2 成績不良の者は課題提出、補習授業への出席等を義務付ける。また著しく学業不良の者については退学処分を検討する。
- 3 神戸電子専門学校（工業専門課程および文化・教養専門課程）および神戸情報大学院大学への進学（推薦入学）は前項1の成績及び出席率、日本留学試験、日本語能力試験の試験結果、本人の経済的基盤の状況によって判定する。
- 4 進学年次でない学生への受験、進学手続きに必要な書類の発行は原則として行わない。
- 5 卒業時の総合成績及び総合出席率が規定を下回る場合、学生が他校への進学を希望しても本学からの推薦状は発行しない。
- 6 進路確定後に出席率や学習態度が著しく悪化した学生に関しては、推薦の取り消しや進学・就職先への報告がなされる場合がある。また同様に帰国を決定して学習態度が悪化している学生に対しては帰国日程を早めるように指示をする。その際は、一刻も早く帰国せねばならない。
- 7 卒業・修了を控えた学習・生活態度が極めて悪質であると判断された学生に対しては、校長の判断により卒業・修了認定の取り消しができる。

(信頼関係の構築)

第22条

学生は、周囲との信頼関係構築に努めること。また、すべての学生は基本的に自己解決能力を

養う努力をすること。いかなる場合においても虚偽の報告や申告をしてはならない。

(学費の返還)

第23条 学費の返還に関しては、神戸電子専門学校学則に則る。ただし、1日も出席していない学期(前期4～9月または、後期10～3月)があれば、その学期分のみ返還する。

(教材費)

第24条

1 授業で使用する教材は、原則学校で一括購入する。各コースで必要な教材費の総額はおおむね以下のとおりである。

日本語学科進学2年コース	55,000円
日本語学科進学1年6か月コース	38,000円

2 支払いについては4,10月に実費を徴収する。

3 購入した教材は、返金に応じない。ただし、主教材テキストに限り、未使用の場合のみ返金に応ずる。

(転校)

第25条

- 1 他校からの転校は、相当の事由があり他校校長の許可を受けた者を選考のうえ受け入れる場合がある。
- 2 他校へ転校する者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(健康診断)

第25条

健康診断について以下のとおり行う。

コース	1年次	2年次
進学1年コース	4月	4月
進学1年6か月コース	10月	4月

附則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規則は、平成30年4月1日から施行する。
4. この規則は、平成30年6月1日から施行する。
5. この規則は、令和3年4月1日から施行する。
6. この規則は、令和4年4月1日から施行する。
7. この規則は、令和5年4月1日から施行する。
8. この規則は、令和7年4月1日から施行する。
9. この規則は、令和7年6月1日から施行する。

なお、以上の学生規則にない事態が発生した場合でも、学校が判断した場合は別途規定を設けることができる。いかなる場合においても、日本の法律と学校規則および、日本の慣習によって判断される。